

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	固定資産税・都市計画税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊山町は、固定資産税・都市計画税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

評価実施機関名

豊山町長

公表日

令和8年3月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税・都市計画税に関する事務
②事務の概要	<p>本事務は、地方税法の規定に基づき、固定資産の評価、証明書の発行や収納管理、未納者への督促、滞納処分等を行う。</p> <p>固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在に土地、家屋、償却資産の所有者に対して賦課する地方税である。ただし、都市計画税は、市街化区域内に所在する土地と家屋の所有者が対象である。賦課徴収は、固定資産税と併せて行う。</p> <p>税額は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき評価した価格に税率を乗じ算出し、決定する。価格に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申出を行うことができ、価格以外の登録事項に関しては町長へ不服申立てを行う。価格は、3年毎に見直しを行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <ol style="list-style-type: none">①所有者に対する氏名・住所等の最新情報を適正に管理する。②納税者より提出される償却資産申告書を、直接または地方電子化協議会を経由し、受領する。③価格に関する審査の申出④固定資産税・都市計画税の賦課決定・更正等⑤納税者に納税通知書を送付⑥賦課情報に基づく各種証明書の発行⑦他自治体等から町への調査回答、町から他自治体等への税務調査⑧固定資産税・都市計画税の収納管理、還付処理⑨未納者への督促及び実態調査、滞納処分の執行等⑩収納情報に基づく納税証明書の発行
③システムの名称	固定資産税システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、EUCシステム、統合収納管理システム、統合滞納管理システム、地方公共団体情報連携中間サーバーシステム、審査システム(eLTAX)、統合宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税関係ファイル、統合収納関係ファイル、統合滞納関係ファイル、住登外者宛名番号管理関係ファイル、団体内統合宛名関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条 別表第1第16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2第27の項及び情報提供者が市町村長となる地方税関係情報の各項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	豊山町 企画調整部デジタル化推進室 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0939
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	豊山町 企画調整部デジタル化推進室 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0939
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。USBメモリについては、管理簿により管理し、使用後は必ず内部のデータ削除を行っている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住民情報システムの使用は、町税吏員である職員の顔認証やID、パスワードによるユーザー認証によって限定している。また、システム側において必要最低限の参照範囲になるよう、担当する業務により職員のアクセス権限を設定している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年10月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	必要箇所の修正
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年10月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	必要箇所の修正
令和3年6月1日	I 関連情報 5. 実施機関における担当部署 ②所属長の	税務課長 青井 宏司	税務課長	事後	必要箇所の修正
令和3年7月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日に施行される番号利用法の改正による修正
令和4年5月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	必要箇所の修正
令和4年5月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	必要箇所の修正
令和4年5月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	豊山町 総務部総務課 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場	豊山町 企画調整部デジタル化推進室 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場	事後	必要箇所の修正
令和4年5月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの	豊山町 総務部総務課 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場	豊山町 企画調整部デジタル化推進室 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場	事後	必要箇所の修正
令和5年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	必要箇所の修正
令和5年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	必要箇所の修正
令和8年3月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	必要箇所の修正
令和8年3月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	必要箇所の修正
令和8年3月2日	IV リスク対策 9. 人手を介在させる業務	記載無し	十分である	事後	必要箇所の修正
令和8年3月2日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載無し	③権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である	事後	必要箇所の修正
令和8年3月2日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	固定資産税システム、収納管理システム、滞納管理システム、eLTAXシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	固定資産税システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、EUCシステム、統合収納管理システム、統合滞納管理システム、地方公共団体情報連携中間サーバーシステム、審査システム(eLTAX)、統合宛名管理システム	事後	必要箇所の修正
令和8年3月2日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	資産情報ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	固定資産税関係ファイル、統合収納関係ファイル、統合滞納関係ファイル、住登外者宛名番号管理関係ファイル、団体内統合宛名関係ファイル	事後	必要箇所の修正